

執筆者:

E-mail✉ [石戸 信平](#)E-mail✉ [富松 由希子](#)E-mail✉ [水野 孝徳](#)

2023年7月6日、世界貿易機構(WTO)の枠組みの中において、113の有志国・地域で行われていた、「WTO 開発のための投資円滑化に関する協定(Investment Facilitation for Development in the WTO)」(以下「本協定」という。)のテキスト(条文)交渉が妥結した<sup>1</sup>。本協定が正式に採択されて WTO 協定に組み込まれれば、WTO においては初の投資に関する包括的な協定となる<sup>2</sup>。

本協定は、投資関連協定(投資章を含む経済連携協定又は投資協定)等で規律される市場アクセス、投資保護及び投資家と国家の間の紛争解決(Investor-State Dispute Settlement: ISDS)については対象外である。一方で、本協定は、あらゆる産業分野における外国直接投資を対象とし、投資環境整備に関する規定を定めており、単に投資の誘致のみならず、よりよい長期的な投資の誘致に貢献し、持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)の達成に資するものであるとされている。<sup>3</sup>

本協定は、投資手続の透明性向上、行政手続の合理化及び迅速化等を規定している。これにより、日本が従前に投資関連協定を締結していない国との間においても投資が円滑化され、投資家(日本企業を含む。)にとって投資受入国における利便性が向上することが期待される<sup>45</sup>。また、本協定は、開発途上国及び後発開発途上国(Least-Developed Country: LDC)による世界の投資市場へのより多くの参加を促進することを中核的目標の1つとしているところ、これらの国・地域に対する優遇措置や技術支援・能力開発を行うことも定めているほか、持続可能な投資のため、責任ある企業行動(Responsible Business Conduct: RBC)及び腐敗防止措置等についても規定している。<sup>6</sup>

本 NL では、本協定のテキスト交渉妥結に至るまでの経緯及び本協定の概要を紹介した上で、本協定をめぐる今後の展開及び日本企業への影響について述べる。

## 1. IFD 協定のテキスト交渉妥結に至るまでの経緯

2001年の第4回 WTO 閣僚会議(MC4)において立ち上げられたドーハ・ラウンドは、物品・サービスの貿易自由化をはじめ、アンチ・ダンピング等の貿易ルール、貿易と環境、開発、投資、競争、貿易円滑化など、多岐に亘る交渉項目を含んでいた。しかし、

<sup>1</sup> 外務省ウェブサイト「[WTO 開発のための投資円滑化に関する協定のテキスト交渉の妥結\(共同議長による声明の発出\)](#)」及び経済産業省ウェブサイト「[WTO 開発のための投資円滑化協定の交渉の妥結に関する宣言が発出されました](#)」を参照。当該声明の原文は、上記外務省ウェブサイト上のリンク又は [WTO ウェブサイト](#) を参照。

<sup>2</sup> 上記脚注1の [経済産業省ウェブサイト](#) を参照。

<sup>3</sup> World Trade Organization, “[Factsheet on Investment Facilitation for Development in the WTO \(INT/SUB/WERV/379\)](#)”

<sup>4</sup> 上記脚注1の [経済産業省ウェブサイト](#) を参照。

<sup>5</sup> 例えば、日本の資源開発会社である X 社が、開発途上国である A 国(日本との間で投資関連協定を締結していない。)の鉱山における天然資源 P の採掘プロジェクトに出資して合弁会社を設立する場合を考える。従前は日本と A 国との間では投資関連協定が締結されていなかったため、A 国での投資制度や会社設立手続についての情報が不十分だったり、手続の内容も煩雑で審査にも長期間を要していたりした場合でも、国際ルールに基づく解決が困難であった。しかし、日本と A 国がともに本協定を批准すれば、A 国は本協定により他の締約国に対しオンライン等による投資関連措置の公表や行政手続の合理化及び迅速化が義務づけられるため、同じ締約国となる日本の X 社としても、上記の投資に必要な情報を入手しやすくなることが期待できる。

<sup>6</sup> 上記脚注3の [Factsheet](#) を参照。

交渉分野の幅広さ、参加国の多さ、先進国と開発途上国との見解の対立等により、交渉は長期化している。本協定の交渉は、そのような状況下で、有志国・地域が、ドーハ・ラウンドの交渉項目のうち投資分野について独自に交渉を進めながら、全 WTO 加盟国に参加を呼びかけ、交渉参加国を徐々に拡大させることにより進展してきた<sup>7</sup>。

2017年4月	WTO 加盟国・地域のうち開発途上国及び後発開発途上国によるグループが、WTO 開発のための投資円滑化に関するインフォーマル対話を開始した <sup>8</sup> 。
2017年12月 第11回ブエノスアイレス WTO 閣僚会議(MC11)	開発途上国及び後発開発途上国に先進諸国も加わった 70 の有志国・地域(日本、EU、中国等を含む。)が、「開発のための投資円滑化に関する閣僚共同声明」を発出した <sup>9</sup> 。同声明では、投資措置の透明性・予測可能性の改善、行政手続・要件の合理化・迅速化、国際協力や情報共有等の推進による、外国直接投資の円滑化に関する多国間枠組みを形成するための議論の開始が呼びかけられた <sup>10</sup> 。
2019年11月 上海 WTO 非公式閣僚会合	日本を含む 92 の有志国・地域が、第 12 回ジュネーブ WTO 閣僚会議(MC12)で具体的な成果を上げることを目指す旨の閣僚共同声明を発出した <sup>11</sup> 。
2020年9月	有志国・地域による共同イニシアティブ(全 WTO 加盟国・地域が参加可能。)が、本協定に関する交渉を正式に開始した。以来、同イニシアティブは、交渉過程の開放性・透明性・包摂性を重視して、全 WTO 加盟国・地域に開かれた形で条文交渉(オープンエンド交渉会合)を行い、全 WTO 加盟国に対し交渉参加を呼びかけてきた <sup>12</sup> 。
2021年12月	大使級の共同声明で、COVID-19 の世界的流行や SDGs の普及を受け、本協定の目標に、とりわけ COVID-19 パンデミックからの復興の文脈において、持続可能な開発の達成への寄与が追加された <sup>13</sup> 。
2023年7月6日	共同議長が、113 にまで拡大した交渉参加国・地域(日本、EU、中国、韓国、オーストラリア、英国等、全 WTO 加盟国・地域の 3 分の 2 超を含む一方、米国やインドは参加していない。)の間で本協定の条文交渉が妥結したことを発表した。なお、そのうち 70 カ国超が開発途上国で、うち 20 カ国は後発開発途上国である <sup>14</sup> 。

## 2. IFD 協定(草案)の概要

2023年7月に全 WTO 加盟国に回付された本協定の草案の主な内容は、以下のとおりである<sup>15</sup>。

- <sup>7</sup> 経済産業省ウェブサイト「[通商白書 2023 第 III 部 第 1 章 ルールベースの国際通商システム 第 3 節 WTO 全体の動向](#)」。
- <sup>8</sup> 上記脚注 3 の [Factsheet](#) を参照。
- <sup>9</sup> 上記脚注 7 の [経済産業省ウェブサイト](#) の「5. その他の有志国の枠組みによる交渉 (2)投資円滑化交渉」及び上記脚注 3 の [Factsheet](#) の 1 頁を参照。
- <sup>10</sup> World Trade Organization, “[Joint Ministerial Statement on Investment Facilitation for Development \(WT/MIN\(17\)/59\)](#)”, 13 December 2017, para. 4.
- <sup>11</sup> World Trade Organization, “[Joint Ministerial Statement on Investment Facilitation for Development: Revision \(WT/L/1072/Rev.1\)](#)”, 22 November 2019. 上記脚注 7 の [経済産業省ウェブサイト](#) の「5. その他の有志国の枠組みによる交渉 (2)投資円滑化交渉」も参照。
- <sup>12</sup> 上記脚注 1 の [2023年7月6日共同声明](#) の第 2 段落、上記脚注 7 の [経済産業省ウェブサイト](#) の「5. その他の有志国の枠組みによる交渉 (2)投資円滑化交渉」及び上記脚注 3 の [Factsheet](#) の 1 頁を参照。
- <sup>13</sup> World Trade Organization, “[Joint Ministerial Statement on Investment Facilitation for Development \(WT/L/1130\)](#)”, 10 December 2021.
- <sup>14</sup> 上記脚注 3 の [Factsheet](#) の 1 頁を参照。なお、交渉妥結直前に参加国・地域が 110 を超えた当時の参加国・地域の一覧は、[WTO ウェブサイト](#) を参照。
- <sup>15</sup> 本協定の草案の概要の全体につき、上記脚注 3 の [Factsheet](#) の 2-3 頁(「Overview of the IFD Agreement」)参照。草案の原文は、本稿執筆時点においては公表されていない。

**目的(草案第 1 章)**

本協定の目的は、WTO 協定の締約国・地域間、特に開発途上国及び後発開発途上国に対する外国直接投資を促進するために、投資環境を改善しかつ国際協力を推進すること、並びに持続可能な開発を促進することにある。

COVID-19 パンデミック、ロシア・ウクライナ戦争並びに食糧、燃料及び金融の三重の危機により SDGs 関係の投資が減退した一方、気候変動への対応のための投資ニーズは増加していることにより、特に再生可能エネルギー分野において必要な投資の不足が深刻化しており、SDGs の 2030 年目標との離隔が拡大している<sup>16</sup>。このような状況を踏まえ、本協定は、投資の円滑化により海外直接投資を促進することに加え、SDGs の実現に資するより良い持続可能な投資を促進することをも目指している。

**適用範囲・一般原則(草案第 1 章)**

本協定は、あらゆる産業分野の外国直接投資を対象とし、次段落で述べるような、より透明かつ効率的な投資環境整備に関する規定が置かれている。他方、投資家に対するより直接的な投資救済手段となりうる市場アクセス、投資保護及び ISDS は対象外とされている。

また、草案には、WTO 協定の原則に倣い、最恵国待遇(MFN)条項、すなわち、いずれかの国に与える最も有利な待遇を他の全ての加盟国にも与えなければならないとする条項も置かれている。さらに、本協定と他の国際投資協定との間における相互影響の排除を図る条項も定められている。

**具体的規律**

本協定の草案における主な具体的規律は、次のとおりである。

- 投資措置の透明性(草案第 2 章)  
投資措置及び関連情報の(オンライン含む)公表、措置案の公表及びこれに対し意見を述べる機会の提供、単一の情報ポータルを整備、投資活動を行う予定の自然人による入国・一時滞在に関する要件・手続の公表などが定められている。
- 行政手続の合理化・迅速化(草案第 3 章)  
投資許可手続、関係当局間の独立性、不服申立て等に関する規定が置かれている。
- フォーカル・ポイント、国内規制の一貫性及び国際協力(草案第 4 章)  
投資家を補助するためのフォーカル・ポイント、国内規制の一貫性の促進、投資促進に関する国際協力の推進等に関する規定が置かれている。
- 開発途上国及び後発開発途上国に対する「特別なかつ異なる待遇」(Special and Differential Treatment: S&DT)(草案第 5 章)  
開発途上国及び後発開発途上国については、本協定の実施能力が十分でない場合もありうることに鑑み、そのような国に対する「特別なかつ異なる待遇」として、一定の優遇措置及び能力構築に関しても規定されている。同規定は、同じく WTO 協定の枠組み内で 2017 年 2 月 22 日に発効したいわゆる貿易円滑化協定(Trade Facilitation Agreement: TFA)<sup>17</sup>における、開発途上国及び後発開発途上国に対する「特別なかつ異なる待遇」条項を模範としている。  
すなわち、本協定の規定の実施の程度及び時期は、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国の実施する能力と関連させるものとされ、これらの国が引き続き必要な能力を欠く場合には、実施する能力を得るまで、本協定の関連する規定を実施することを要求されない。また、後発開発途上加盟国は、個別の開発上、及び貿易上のニーズ又は行政上及び制度上の能力と両立する範囲内においてのみ、約束を行うことを要求される。
- 持続可能な投資(草案第 6 章)  
上記のような持続可能な開発に資する持続可能な投資を促進するため、本協定は、責任ある企業行動(RBC)及び腐敗防止措置等についても規定している。

<sup>16</sup> UNCTAD, "[World Investment Report 2023: Investing in Sustainable Energy for All](#)", pp. 30-33. なお、2030 年目標との離隔の程度は、2014 年時点の年間投資ギャップ(annual investment gap)が 2.5 兆米ドルであったのに対し、2023 年時点では 4 兆米ドルに拡大したとされる。

<sup>17</sup> 外務省ウェブサイト「[世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書\(略称:WTO 協定改正議定書\(貿易円滑化協定\)\)](#)」2017 年 8 月 16 日更新。

### 3. 今後の展開

本協定の交渉参加国は、2023 年後半には、第 13 回アブダビ WTO 閣僚会議(MC13)に向けて、①本協定を WTO の法的枠組みに組み込むための議論の前進、②本協定の交渉未参加国も含めた全 WTO 加盟国・地域に対する、交渉への参加を促す建設的な働きかけ、③開発途上国及び後発開発途上国のための投資円滑化ニーズアセスメント(investment facilitation needs assessment)過程に対する支援の強化、④本協定の条文の精緻化(文言の調整、(法)技術的な修正、英語・フランス語・スペイン語版間の整合)という、4 つの取組を同時並行で進めるとされている<sup>18</sup>。

### 4. 日本企業への影響

日本は本協定の交渉開始当初からの参加国であり、上記 3.の今後の取組に対し、引き続き積極的に参加していく予定であるとされている<sup>19</sup>。海外に事業展開を行っている企業においては特に、本協定が正式に採択されて WTO 協定の枠組みに組み込まれ、日本がこれを批准することとなるか、動向を注視していくべきである。


本協定は、既に全 WTO 加盟国・地域の 3 分の 2 を超える国・地域が参加している包摂性の高い枠組みであり、日本企業の有力な投資先国・地域も多数含まれると考えられる。本協定の内容は基本的に投資環境整備に限定され、市場アクセス、投資保護及び ISDS といった直接的な投資家保護規定は対象外であるものの、開発途上国及び後発開発途上国における投資手続が透明化・円滑化されれば、これまでに日本との間で投資関連協定を締結しておらず投資手続の透明性・円滑性の観点から投資を躊躇していた国・地域に対しても、投資判断及び投資活動を行いやすくなることが期待される。もっとも、開発途上国及び後発開発途上国における個別の「特別なかつ異なる待遇」には留意が必要である。

また、SDGs の流れを受け、本協定は、投資の円滑化により海外直接投資を促進することに加え、SDGs の実現に資するより良い持続可能な投資を促進することをも目指しているとされる。そのため、SDGs の各目標の達成に資する事業に関する対外直接投資を計画している場合には、当該投資の実現がより一層円滑・迅速になることも期待できるといえるであろう。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>18</sup> 上記脚注 1 の [2023 年 7 月 6 日共同声明](#) の第 6 段落を参照。

<sup>19</sup> 上記脚注 1 の [外務省ウェブサイト](#) を参照。